

給実甲第 1 2 4 9 号

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 2 2 0 号の一部改正について（通知）

給実甲第 2 2 0 号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、平成 3 0 年 4 月 1 日（第 2 項による改正については、平成 3 1 年 4 月 1 日）以降は、これによってください。

記

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
40 各庁の長は、規則第 1 3 条第 1 項及び第 1 3 条の 2 第 1 項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、	40 各庁の長は、規則第 1 3 条第 1 項及び第 1 3 条の 2 第 1 項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、

これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

ア・イ （略）

- (2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理

これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

ア・イ （略）

- (2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理

職員に限る。)の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の115を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員(特定管理職員を除く。)の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19

職員に限る。)の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の110を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員(特定管理職員を除く。)の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19

条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の52.5、12月に支給する場合には100分の57.5を乗じて得た額の総額

ア・イ（略）

41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を

条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

ア・イ（略）

41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を

<p>事務総長に報告するものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>事務総長に報告するものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額<u>に100分の95を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>二 (略)</p>
---	--

2 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理</p>	<p>40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理</p>

的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額

的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額

を加算した額に100分の112.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の55を乗じて

を加算した額に、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の115を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合に

得た額の総額

ア・イ (略)

41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ご

は100分の52.5、12月

に支給する場合には100分の

57.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ご

<p>とに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>とに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の95</u>、12月に支給する場合には<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>二 (略)</p>
---	---

以 上